尼崎市体罰等防止ガイドライン

令和３年７月

尼崎市教育委員会

はじめに

本市では子どもの人権を尊重することを基本とし、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指して平成 21 年度に『尼崎市子どもの育ち支援条例』を施行し、子どもの育ちを地域社会全体で支える取組みを推進してきました。こうしたなか、令和元年度に子どもの安全・安心を脅かす重大な体罰事案が発生しました。この事態を重く受け止め、体罰根絶に向けて、令和２年８月２１日に「体罰のない社会を実現するための基本方針」を策定するとともに、学校現場においても再発防止のための様々な取組みを行い、体罰を容認しない学校づくりを進めているところです。

本市の教育は、児童生徒一人ひとりの人権を尊重し、個性・能力を伸ばすとともに、児童生徒が自ら学び、心身ともに健康で、社会的に自立し、他者と協働し、生涯を意欲的に生き抜く力を育てることを目標としています。その実現に向けた教育活動の根底には、児童生徒と教職員との心のふれあいを通して構築された信頼関係が成立していなければなりません。この度、体罰根絶に向けた有識者会議からの提言を受け、体罰がなぜ許されないのかということを、子どもの人権や成長に与える影響等の観点からわかりやすく示すとともに、体罰の具体的な例を示すことで、教職員が適切な指導に取り組めるように、本ガイドラインを作成しました。

今後、教職員が日常の学校教育活動の中で、児童生徒との信頼関係を基盤にした適切な指導に全力で取り組めるように、本ガイドラインを活用してください。

体罰等の不祥事を防止するための心得

1　一人ひとりが、尼崎市の教育を支え合っていることを自覚する。
2　人権意識を高め、相手の立場や人格を尊重して、児童生徒、保護者、上司、同僚など、周りの人たちに接する。
3　常に「市民に自信を持って説明できる」という認識を持って行動する。
4　「おかしい」ことに気づいたら、目をそらさず、注意し合う、上司に報告するなど、職場のチーム力を高める。
5　体罰等の不祥事が自分や大切な家族、信頼してくれる児童生徒に与える影響を想像して行動する。

目次

１　体罰等の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1

（１）体罰とは
（２）懲戒・体罰等に関する参考事例
（３）暴言等の不適切な指導について

２　体罰による影響・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5

（１）児童生徒への影響
（２）保護者・地域・社会への影響
（３）他の教職員等への影響

３　体罰に伴って発生する責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P7

（１）法的責任
（２）指導の禁止
（３）悪質な体罰を行った教職員に対する刑事告発

４　体罰が生じる要因（背景）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P10

（１）体罰を容認し、正当化する誤った考え方
（２）児童生徒に対する人権意識の欠如
（３）教職員の指導力不足
（４）不十分な教職員間の協力体制やチェック機能
（５）学校と保護者・地域との認識の違い

５　体罰を防止する具体策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P12

（１）学校で取り組むべきこと
（２）教職員一人ひとりが取り組むべきこと

６　指導と体罰・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15

（１）「指導」の必要性
（２）毅然とした厳しい指導の在り方
（３）部活動指導の在り方

７　アスリートからの『体罰根絶に向けたメッセージ』・・・・・・・・・P18

８　体罰発生時の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P19

（１）報告の徹底
（２）体罰発生時の対応フロー

９　相談窓口のご案内・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P21

10　その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P22

体罰認定の基本的な考え方（詳細版）
体罰のない社会を実現するための基本方針

１　体罰等の定義

（１）体罰とは

体罰は児童生徒の心身に癒しがたい傷を残し、学校や教員に対する信頼を損なうものです。また、正常な倫理観を養うことができず、むしろ力による解決への志向を助長させ、いじめ・暴力行為・不登校などの連鎖を生む恐れがあります。体罰は学校教育法により禁止されており、教職員は児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行うことはできません。

学校教育法　第１１条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

体罰が禁止されていることは広く知られていますが、そもそも体罰とは何かということが曖昧なまま教職員はもとより、児童生徒、保護者等の間で体罰論議がなされていることがあります。保護者の間でも「子どもが悪いことをしたのだからこの程度のげんこつは体罰ではない。」といった発想が根強くあり、そのため、体罰が明るみにならず、未だに残り続けている要因となっています。児童生徒に怪我がない場合や、児童生徒及びその保護者の理解を得ていたとしても体罰は認められないことを明確にし、それでいて教職員が萎縮することなく、積極的に児童生徒に関わっていくために、改めて体罰の定義を確認します。

体罰の定義

教職員が、児童生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うことを懲戒という。

懲戒には、事実行為としての注意、警告、叱責、説諭、訓戒や、法的効果をもたらす訓告、停学、退学の処分がある。

懲戒のうち、次のものを体罰という。

- 身体に対する侵害を内容とするもの（殴る、蹴る等）
- 肉体的苦痛を与えるようなもの（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）

実際に行った懲戒の行為が、体罰に当たるかどうかは、児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する。この際、単に、懲戒行為をした教職員や、懲戒行為を受けた児童生徒、保護者の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断する。

■客観的な判断の視点の例として次のものがあります。

・児童生徒一人ひとりの状況に配慮を尽くした行為であったか。
・教育的指導の範囲内で行われたことか。
・当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況はどうだったか。
・当該行為が行われた場所的及び時間的環境はどうだったか。
・行為を受けた児童生徒の心身へどんな影響を与えたか。
・懲戒の内容や方法は適切であったか。
・教職員等の一時的な感情によるものではなかったか。

その他の有形力の行使として、防衛のためにやむを得ず行ったもの、他の児童生徒に危害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避したりするためにやむを得ず行ったものは、体罰には当たりません。ただし、児童生徒の行為に比べて過剰な態様で防衛や制止を行うなど、バランスを欠いた有形力の行使は不適切な行為に該当する場合があります。

（2）懲戒・体罰等に関する参考事例

学校現場の参考に資するよう、具体の事例について、通常、どのように判断されうるかを示したものです。あくまで参考として、事例を簡潔に示して整理したものですが、個別の事案が体罰に該当するか等を判断するに当たっては、諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

① **体罰**（通常、体罰と判断される行為）の例

○ 身体に対する侵害を内容とするもの

- 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため当該生徒の頭を平手で叩く。
- 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○ 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切室外に出ることを許さない。
- 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

② **認められる懲戒**（通常、懲戒権の範囲内と判断される行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。）の例

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるもの

- 放課後等に教室に残留させる。
- 授業中、教室内に短時間起立させる。
- 学習課題や清掃活動を課す。
- 学校当番を多く割り当てる。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

③ **正当な行為**（通常、正当防衛、正当と判断される行為）の例

○ 児童生徒から教職員等に対する暴力行為に対して、教職員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- 児童が教職員の指導に反抗して教職員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○ 他の児童生徒に危害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせるため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を引っ張って移動させる。
- 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教職員に暴言を吐き、つばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁に押しつけ、制止させる。
- 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。

※平成２５年３月１３日付　文部科学省通知より一部抜粋

（３）暴言等の不適切な指導について

一般的に、身体に対し物理的な力を加えることをもって暴力と言いますが、身体的な暴力と同様に、暴言等の不適切な指導によるものも精神的な暴力であり、あってはなりません。

暴言等の不適切な指導とは人間性や人格の尊厳を損ね、又は否定する言動の伴う指導のことであり、具体的には「暴言」「威圧・威嚇的な行為」「無視」「特定の児童生徒に対し独善的に執拗かつ過度に精神的負荷をかける行為」等があります。

暴言等の精神的暴力は、教育指導上、児童生徒に恐怖感や不信感を抱かせることとなり、精神的苦痛は肉体的苦痛以上に児童生徒の心身に大きな影響を与える場合もあることから、体罰等の身体的暴力と同様に指導方法として用いてはなりません。

不適切な指導は、他の適切な指導内容・方法をもって代替することができるものであり、指導法の研究・研修を怠らないよう、教職員としての力量形成に努めなければなりません

① 暴言の例

・人格、人権、存在そのものを否定する言葉：「死ね」「消えろ」等
・身体や容姿をけなす言葉：「チビ」「デブ」等
・恐怖を与える言葉：「殴るぞ」「殺すぞ」等

② 威圧・威嚇的な行為の例

・周りの物に当たって威嚇する：「机やいすを蹴る」「黒板や壁を激しく叩く」「床に物を投げつける」「プリントを破り捨てる」「チョークを投げる」「殴るふりをする」等
・必要以上に大声を上げて怒鳴るなどの過度な叱責

掲載した例示は一例です。教職員はよく考えて行動や発言を行う必要があります。

２　体罰による影響

体罰の６つの問題点

体罰はエスカレートする	体罰は子どもに恐怖感を与えることで子どもの言動をコントロールする方法である	体罰はただちに効果があったかのように見えるため、それを使っていると、他の指導の方法がわからなくなる
体罰はそれをしている大人の感情のはけ口であることが多い	体罰はそれを見ている他の子どもに深い心理的ダメージを与えている	体罰はときには取り返しのつかない事故を引き起こす

（１）児童生徒への影響

① 当該児童生徒に身体的な傷を与えるとともに、将来にわたって大きな心の傷を残します。人間としての尊厳を傷つけられ、心身の健全な成長の阻害へとつながります。

② 周囲の児童生徒も怯えたり、ストレスを感じたりすることがあるだけでなく、正常な倫理観が養われず、人間関係に歪みを生じさせます。

③ 物事を暴力によって解決するという風潮が生じます。さらに暴力の連鎖を生み、いじめや不登校といった問題へとつながります。また、課題のある児童生徒への指導が、より困難になります。

④ 児童生徒にとって手本となるべき存在である教師に対する信頼を著しく損ねさせ、体罰を行った教職員だけでなく、学校の教職員全体に対する見方や接し方が変わり、一人の教職員への不信感や不安感は、児童生徒と学校との関係に悪影響を及ぼします。

⑤ 児童生徒を萎縮させ、自由で独創的な発想や発言を妨げ、学習への意欲を低下させるなど、学習面に悪影響を及ぼします。

（２）保護者・地域・社会への影響

① 長年地道に築き上げてきた学校に対する信頼が一瞬のうちに失墜します。

② 学校への不信感を招き、教育活動への理解や協力を得にくくなります。

③ 暴力の連鎖を生み、社会における他の形態の暴力（非行、DV、パワハラ、次世代への体罰や虐待等）へとつながります。

（３）他の教職員等への影響

① 一人の教職員が起こした体罰であっても、学校の教職員全体が同様の意識であると同一視されるような評価や批判は、他の教職員の意識低下や職場内の人間不信を生みます。

●子ども時代のつらい体験により傷つく脳

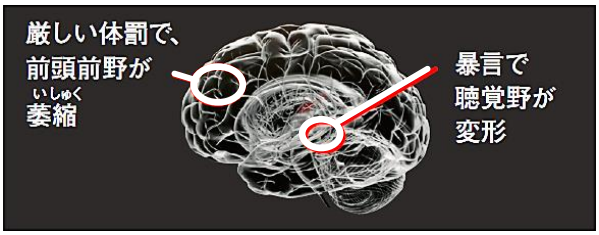

提供：福井大学　友田明美教授

- 厳しい体罰により、前頭前野（社会生活に極めて重要な脳部位）の容積が 19.1％減少
（Tomoda A et al.,Neuroimage,2009）
⇒　**攻撃性増加、反社会的な行動の増加、無気力、精神疾患のリスクが高まる。**

- 言葉の暴力により、聴覚野（声や音を知覚する脳部位）が変形
（Tomoda A et al.,Neuroimage,2011）
⇒　**聴覚に障害が生じるだけでなく、知能や理解力の低下を招く。**

※平成 28 年度　厚労省啓発資材「子どもを健やかに育むために～愛の鞭ゼロ作戦～」より抜粋・一部改変

●国が体罰を禁じることで、若者の暴力性は劇的に減少する

世界の 88 ヵ国、40 万人を対象に「体罰の禁止なし」「学校においてのみ体罰の禁止」「学校や家庭を含む体罰の全面禁止」の３つに分類し、それぞれの国における暴力を振るった若者の割合と照らし合わせることで、体罰の禁止と若者の暴力の関係について調査した結果、体罰を禁じると若者が暴力を振るう確率が下がることが確認されています。

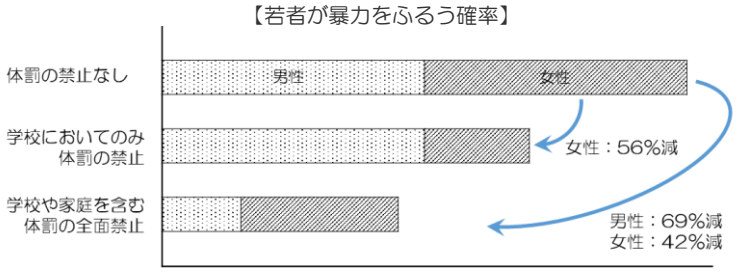

この傾向は、国ごとの裕福さや殺人率の違いには関係ないことも確認されています。

※参考元：88 ヵ国の調査を踏まえた体罰禁止と若者の暴力の関係　2018 年

子どもへの体罰を法的に全面禁止している国は、日本を含め 60 か国以上！

※2020 現在

３　体罰に伴って発生する責任

（１）法的責任

①行政上の責任

体罰を加えた教職員等及び監督責任者である校長等は、地方公務員法第29条の規定により、懲戒処分の対象となります。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告があり、量定については各任命権者の懲戒処分に関する指針に基づき決定します。懲戒処分を受けない場合でも、服務上の措置（訓告、厳重注意）等が行われる場合があります。

禁錮以上の刑に処せられた場合は、地方公務員法の規定により失職となり、さらに教育職員免許法の規定により、免許状が失効となります。

また、体罰の場面を傍観した場合、救護を怠った場合、報告を怠った場合など適切な対応を行わなかった場合も処分等の対象となります。

事例

高校男子バレーボール部の講師Aは、男子部員Bにボールをきちんと拾うよう指示したが、後輩の指導に集中してボールに気づかなかったことを主張した態度に腹を立て、コートを移動しながら10 回以上平手打ちをした。部員Bは脳震盪により意識を失い、顔面打撲、左鼓膜裂傷により全治2週間のけがを負った。その際、講師Aは適切な救護を行わなかった。他にも、首をつかんで投げる、ボールを押し当てるなど計7件の体罰を行った。

停職6月（実際は任用が終了するまでの73日間停職）

［令和元年７月１９日・尼崎市］

② 刑事上の責任

場合によっては、暴行罪（刑法第208条）や、相手にけがをさせれば傷害罪(刑法第204条）が成立し、起訴された場合には、罰金刑あるいは禁錮刑等の判決を受けることも考えられます。また、必要な救護を怠った場合は、保護責任者遺棄罪（刑法第218条）に問われる場合があります。

判例

高校２年生の担任教諭Cは、男子生徒Dが文化祭の準備に加わらないなど態度が悪いことを理由に、生徒Dの顔を平手で殴り、歯を折る怪我を負わせた。生徒Dはその後、精神的に不安定となり１ヶ月間休学した。また、教諭Cはこれ以前にも、生徒Dに対し十数回にわたって体罰を行っていたことが発覚した。

傷害罪で５０万円の罰金刑。

［平成２３年３月１４日・福岡地方裁判所］

③ 民事上の責任

体罰を加えた教職員等及び監督責任者である校長等は、民事上の損害賠償請求事件の被告として、その責任を問われることもあります。

判例

高校2年生の生徒Eはバスケットボール部主将となったが、教諭Fから暴言を吐かれたり、体罰を受けたりし、「一生懸命やったのに、なぜ僕だけあんなにシバきまわされなければならないのか。理不尽だと思う。もう学校に行きたくない。」とする教諭F宛ての手紙や家族への遺書を残し、自宅で自殺した。

体罰と自殺には因果関係が認められるとして、市に対し損害賠償金約7500万円の支払を命じた。

［平成28年2月２4日・東京地方裁判所］

市が生徒Eの遺族に支払った遅延損害金を含む賠償金8723万円の半額を教諭Fに求め、請求通り4361万円の支払いを命じた。（求償）

［平成30年2月16日・大阪地方裁判所］

（2）指導の禁止

体罰を行った教職員が、部活動での体罰により懲戒処分を受けた場合は、原則部活動指導を行わせないこととします。体罰を行った教職員には、体罰の態様等を踏まえ継続的に指導監督を行います。また、体罰防止研修を受講させるとともに、少なくとも２年間は反省の状況や行動変容を確認していきます。復帰については再発防止の対策を行ったうえで、尼崎市教育委員会（以下「市教委」という。）が決定します。

また、懲戒処分に至らず厳重注意等の措置を受けた場合は、学校長が市教委と協議し指導の禁止及び復帰を決定します。

体罰が発生した場合、児童生徒への影響や保護者の不安・不信、その他円滑な学校運営上の観点から、処分決定前であっても一定の事実関係が確認できれば、学校長と市教委が協議し、必要があれば、指導から外します。

決定に当たっては、体罰を受けた児童生徒等が心理的に不安定になり、安全の確保が

困難と予想される場合や、保護者の多くが要望するなど、社会的関心が高まり正常な学校運営が困難となる恐れがある場合など、状況に応じて判断します。

また、授業から外すことについても個々の状況に応じて判断します。

（３）悪質な体罰を行った教職員に対する刑事告発

刑事訴訟法第239条第２項では、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」とされています。体罰は、学校教育法第11条違反であるとともに、刑法で定める傷害罪や暴行罪の構成要件が成立する可能性があります。

市教委は体罰事案が発生した際に、当該体罰が傷害や暴行等の犯罪行為に該当すると考えられる場合は、すみやかに刑事告発を行うものとします。なお、刑事告発を行うに当たっては、犯罪の重大性、犯罪があると思料することの相当性及び今後の行政運営に与える影響等の諸点を、総合的かつ慎重に検討します。また、弁護士の意見を参考にしながら、捜査機関と必要な連携を行うものとします。そして、刑事告発を行う趣旨及び理由を事前に当該児童生徒及びその保護者や関係者に説明し、理解を得られるよう努めます。

●告発に係る具体的な手続き

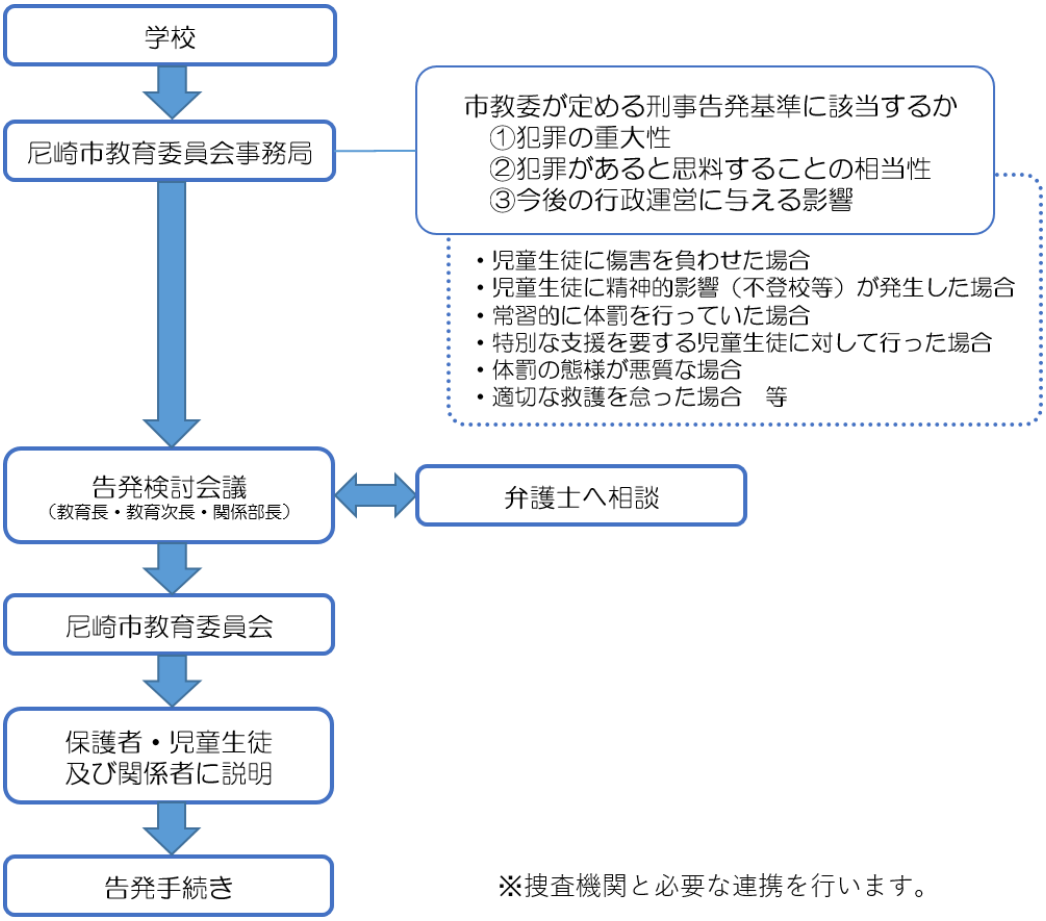

※捜査機関と必要な連携を行います。

４　体罰が生じる要因（背景）

（１）体罰を容認し、正当化する誤った考え方

教職員の中に、時と場合によっては、ある程度の体罰が児童生徒の教育には必要であり、愛情に基づく体罰は許され、教育的にも有効であるという「体罰を容認し、正当化する考え方」が根強く残っていることが考えられます。児童生徒が体罰によりそのときは指導に従ったように見えても、実は痛みなどの苦痛から逃れるための行動であり、心に響く指導には、なっていません。児童生徒は人格をもった一人の人間として尊重されるべき存在であり、いかなる理由があっても体罰は許されません。

（２）児童生徒に対する人権意識の欠如

児童生徒を、単に指導される者や教えられる者と捉えるのではなく、人権の主体として認め、尊重し、関わっていくことが大切です。児童生徒の考えや行いは必ずしも正しいものではなく、将来自立した大人に成長するためには、教員の適切な指導が必要ですが、子どもの主体性や意見を尊重するという前提を忘れてしまうと、不適切な指導や体罰につながる場合があります。

（３）教職員の指導力不足

指導の過程で、児童生徒に教職員としての自尊心を傷つけられ、自己の感情をコントロールできず衝動的に感情的に体罰を行う事例が見受けられます。児童生徒の気持ちを理解しようと懸命に努力しているのに反抗されたり、無視されたり、嘘をつかれたり、また、熱心に授業しているのに授業中の私語が絶えないなど、自分の指導が子どもの内面に入らない指導力不足からくる「あせり」によるものと考えられます。

（４）不十分な教職員間の協力体制やチェック機能

教職員の指導体制が十分でなく、一人の教職員に指導の責任が偏っていたり、日頃から情報交換ができていない状況は、孤立化を招き、指導が行き詰まった上での体罰や衝動的な体罰を生むことが考えられます。また、部活動については閉鎖的な面があり、強くしてやりたいという顧問の指導方針に対して、周囲の教職員がその問題点を指摘しにくいという実態があります。第三者の目がないことで、感覚が鈍ってくる面もあり、体罰に至りやすい危険性をはらんでいます。

（5）学校と保護者・地域との認識の違い

保護者や地域の中には、ときに体罰を含め、学校に強い指導を期待するなど、学校の取り組もうとしている指導方針との間に認識のずれが生じることがあります。

体罰実態調査の結果から見えた課題

●体罰を行った教職員の認識・考え方
1 独善的な考え方・指導方法
2 一時的な感情の高まり
3 絶対的な権力関係
4 結果に対するプレッシャー
5 体罰の再生産
6 体罰に対する認識不足
7 教職員としての基本的な指導力不足

●校内体制
1 課題のある指導に対する意見し難い状況（遠慮意識）
2 管理職・組織内の危機意識の欠如
3 結果のみを優先評価する雰囲気

●児童生徒の認識・考え方
1 結果を出すことへの強い受容意識
2 自分にも非があるための受容意識
3 絶対的な権力関係
4 個人差のある体罰の定義付け

●保護者の認識・考え方
1 子どもの成長や結果への期待
2 しつけの学校依存
3 自己の体験からくる体罰許容意識
4 個人差のある体罰の定義付け

体罰につながる思考

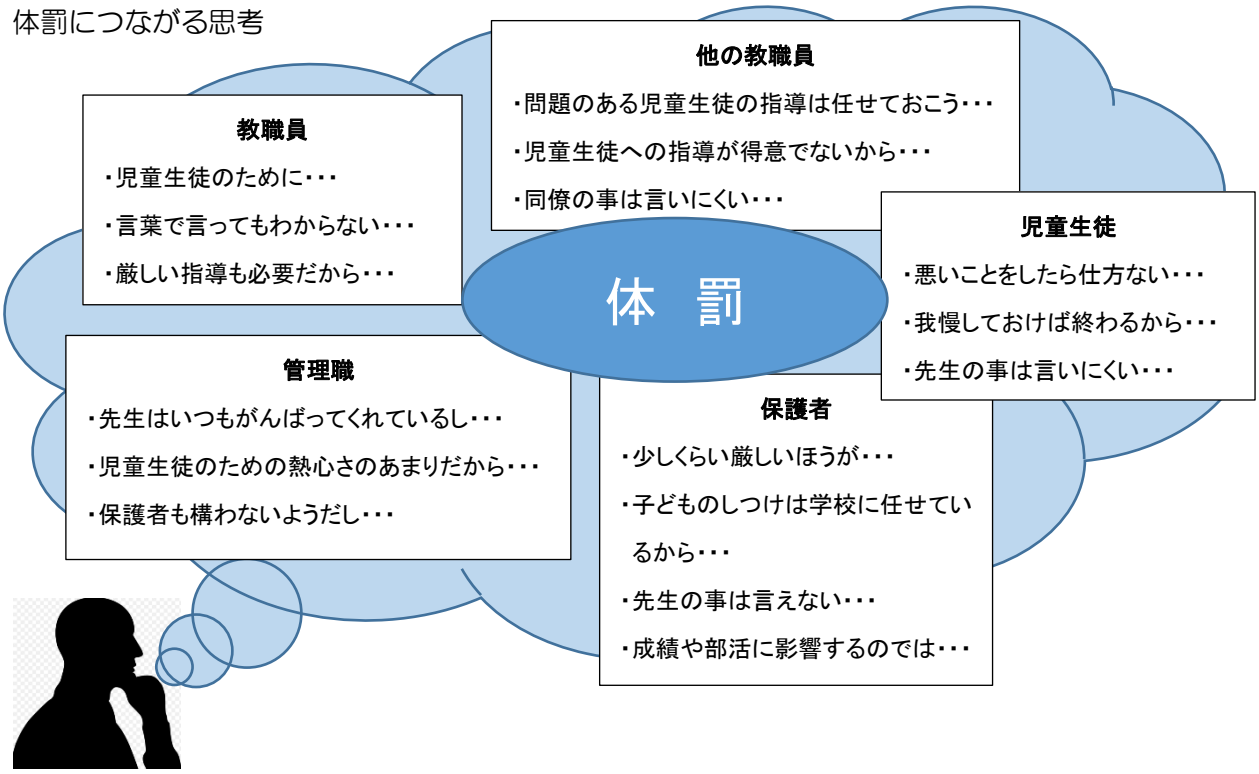

５　体罰を防止する具体策

（１）学校で取り組むべきこと

①　体罰に関する理解を深め、体罰を容認しない雰囲気づくりを進める

「愛情に基づく体罰は許される」「教育効果もある」といった体罰を肯定する考え方を、一人でも持つ者がいないようにしなければなりません。

体罰防止に係る研修を実施するとともに、体罰の事例を教職員に周知し、自分事として考えることができる機会をもつなどして、体罰に対する感度を高めることが重要です。

また、「場合によっては体罰もやむを得ない」といった誤った考え方を容認する雰囲気を作らないようにすることが大切です。教職員の中に「力による指導は生徒指導上必要ではないのか」などの疑問がある場合には、納得がいくまで率直に意見交換するなど、意識啓発を図る研修を行うことが必要です。

そして、「体罰は教育に必要ない」ということを教職員一人ひとりが十分に理解し、互いに抑止できる職場にしなければなりません。

②　全教職員が協力・連携し、機能的な生徒指導体制を確立させる

機能的な生徒指導体制を確立し、共通理解のもと、全校的な協力体制の中で生徒指導を行う必要があります。係となっている一部の教職員に任せっきりにするなど、生徒指導体制が不十分な場合に体罰を誘発してしまうこともあります。

また、教職員が問題を一人で抱え込んだり、すぐに教育効果を期待したりすることがないよう、常に協力してチームで教育活動を行うことが大切です。

「複数の教職員で対応する」「児童生徒が話す機会を十分に与える」等の基本的な配慮事項について、全教職員が共通理解して児童生徒の指導に当たらなければなりません。

また、児童生徒が気軽に何でも相談できる教育相談体制の整備、充実も必要です。

③　教職員の指導力向上を図る

教職員が熱心に指導しても、児童生徒が反発したり真剣に取り組まなかったりする場合に、力で押さえつけようとして体罰につながることがあります。教職員は指導の振り返りを行うとともに、指導方法を改善することが必要です。

このため、学校管理職等が児童生徒の問題行動等に対する対応方法について適宜助言することや、実際に児童生徒に関わってうまくいった成功事例を学校内で情報共有する機会を設けるなど、教職員の指導力を向上させる環境を整えることも大切です。

④　家庭・地域との連携を強める

「体罰によらない指導」「信頼関係に立つ教育」を確立するためには、保護者や地域住民、関係機関等との情報交換や意見交換の場を設けるなど連携を強め、学校運営に理解と協力を求めるなど、開かれた学校づくりを進めることが大切です。また、たとえ保護者等が体罰を容認し、求めたとしてもしっかり否定し、保護者等に体罰が決して許されない非違行為であることを説明する必要があります。

（２）教職員一人ひとりが取り組むべきこと

指導する上で児童生徒と教職員の信頼関係が重要な基盤となります。良い点をほめるなど、日頃から児童生徒とコミュニケーションを重ね、信頼関係を築くことができれば、指導が必要な場面であっても、児童生徒が反発することなく指導を受け入れ、トラブルそのものが起こりにくくなります。

①　人権意識を高める

体罰は、人間としての尊厳を損なう行為であり、重大な人権侵害です。児童生徒は、ひとりの人間として人権を享受しており、それは校門をくぐると失われるものではありません。

学校現場における体罰を根絶するためには、体罰を「指導」の視点から捉えるのではなく、「人権」の視点から捉えて対応していく必要があります。人権尊重の精神に基づいて児童生徒理解を深め、教育活動を行うことが大切です。

②　体罰の問題点や影響を理解する

体罰が学校教育法で禁止されていること以外に、なぜ体罰をしてはいけないのかを裏付ける様々な研究結果が報告されています。本ガイドラインで示したものは一例です。教職員の心の奥に「体罰は必要である」という考えが少しでもあれば、体罰を起こしてしまう可能性があります。研修や、自己研鑽により、体罰がなぜいけないのかを理解する必要があります。

③　アンガーマネジメントを身につける

体罰は、児童生徒が指導に従わないときや、思ったように指導ができないときなどに「怒り」をそのまま児童生徒にぶつけてしまい、感情的な形で行われる傾向があります。「怒り」は誰もが持つ感情ですが、それをコントロールする方法を身に付けて、感情的に「怒る」のではなく、冷静に、相手が理解できる言い方で説得する「叱る」指導を行うことが大切です。

また、冷静さを欠いた懲戒は、体罰に至らなくても、児童生徒の人権を侵害する

可能性があります。日頃の教育活動について自己点検を行い、体罰はもちろんのこと、暴言や恫喝などの不適切な指導を行わないよう、常に指導の改善を図ることが必要です。

④　指導の成果を性急に求めない

体罰の原因の多くは、指導の成果を性急に求めるあまり、教職員が感情をそのまま言動に表してしまうことにあります。

授業や部活動指導、生徒指導を行っているとき、教職員は児童生徒との間で強い緊張関係の状態に置かれることがあります。しかし、発達途上にある児童生徒を指導する立場にある教職員は、児童生徒の成長をじっくりと見守っていくことが大切です。

教職員自身が「周囲からよく思われたい」、「問題を早く解決したい」、「良い成績を残したい」という思いから「あせり」につながる恐れがあり、その結果、感情的になり体罰を加えてしまうことが考えられます。児童生徒との信頼関係を大切にしながら、あせらず、あくまでも理性的に指導することが大切です。

⑤　生徒指導の力量を高める

生徒指導のねらいは非行防止にとどまるものではなく、人格のよりよい発達を目指すところにあります。

児童生徒の中には、家庭において発達段階に応じたしつけが十分になされておらず、規範意識も十分に身に付いていない場合もあります。そのため、服装や生活態度について注意を与えても、反抗的になるばかりか、教職員の態度をなじり、自分の非を認めようとしない児童生徒もいます。

そのため、教職員は、児童生徒のそれぞれの個性や長所に目を向け、児童生徒が自己の受容と理解、そして自己実現に向けて努力できるよう指導・援助を行うことが大切です。児童生徒が心から納得して、学校生活を送ることができるような内面からの指導が必要であることから、カウンセリングマインドを身に付けることが求められています。

また、結果や現象面だけを見るのではなく、児童生徒の家庭環境や成育歴等を把握し、その行動の要因や背景を意識して、粘り強く指導する必要があります。そのために、学級担任だけでなく、教科担当や養護教諭、スクールカウンセラーなど多くの教職員が連携して、多面的に児童生徒理解を図ることが大切です。

そして、自分の指導方法が常に正しいものだと思い込まず、新しい指導方法や他の教職員のより良い指導方法を学び、実践することも大切です。

⑥　特性がある児童生徒に対して指導方法を工夫する

特性があるために言葉による指示が難しい児童生徒への指導場面では、身体を介して指示をしたり、危険な行動を制止したりすることがあります。

そうした場面でも、個々の児童生徒の特性や行動の背景を十分に理解した適切な対応ができるよう、教職員一人ひとりが専門的な知識を身に付けることが求められます。

また、日常的に保護者との連携を密にし、指導内容・指導方法について十分な共通理解を図る必要があります。

６　指導と体罰

（１）「指導」の必要性

生徒指導には、一人ひとりの個性の伸長を図るという個別指導の視点と、すべての児童生徒にとって充実した学校生活を目指すという集団指導の視点があり、どちらか一方に偏ることなく、両方の相互作用によって、児童生徒の力を伸ばすことが必要です。

児童生徒は、成長の段階に応じて迷ったり悩んだりしながら、時に間違った行動をしたり、社会的規範を乱すことがあります。そうした場面において、間違った行為に対し「ダメなものはダメ」と明確に指導すると同時に、どうするべきか考えさせることや、「こうすることが良い」と伝えることは極めて大切な指導です。

「言っても聞かないから」と判断し、指導をしないことは、教職員や指導者として責任を放棄していることにほかなりません。

指導の意義

生徒指導とは、一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動のことです。すなわち、生徒指導は、すべての児童生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての児童生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになることを目指しています。

※文部科学省「生徒指導提要（平成２２年３月）」より

教職員が萎縮することなく、積極的に児童生徒に関わっていくためにも、全ての教職員が、どのような行為が懲戒で、どのような行為が体罰に当たるのかをきちんと理解した上で、組織的な生徒指導を行う必要があります。

（２）毅然とした厳しい指導の在り方

毅然とした厳しい指導とは、問題行動が生じた状況を見逃さず、行為を制するとともに、

その責任を明確にして、行動が改善されるまで粘り強く指導することです。

その中で最も大切なものは信頼関係です。教職員が児童生徒を信じ、尊重し、共に歩む姿勢をもつことで、築いていくことができます。

信頼関係をもとに、児童生徒の間違った行動や、社会的規範を乱すような場合に、毅然とした厳しい指導を行うことが必要です。

毅然とした厳しい指導の基本パターン

① 問題行動を発見する。
② 発見した教職員が素早くその場で指導を始める。
（決して見逃さない、指導のタイミングを逃さない、冷静に対応する等）
③ 他の教職員へ連絡をする（複数対応）。状況を把握し、他の児童生徒の安全を確保する。
④ 危険な行為や間違った行動を毅然と制する。
⑤ 危険な物や不要な物を取り上げる。
⑥ 起きた行為の事実、そこに至った背景を把握する。
（複数での対応、必要に応じた関係機関との連携、真実を明確にすること等）
⑦ 心情は理解しつつも、行為に対しては間違った方法であったことを理解させる。
⑧ 責任の取り方や今後の行動を考えられるまで粘り強く指導する。
（定期的な面接指導、家庭訪問、作文指導、カウンセリング等）
⑨ 本人の行動が改善されたとき、その変容を認めるとともに、努力を褒める。

（３）部活動の指導の在り方

部活動は、学校において計画する教育活動であり、生徒一人ひとりにスポーツや文化等の持つ楽しさを味わわせたり、仲間と一緒に活動したりすることで、健全な身体の育成と、豊かな人間性や社会性の育成に大きく寄与しています。

しかし、部活動の閉鎖性や独善性等から、いまだ体罰を根絶できていない現状を変えるため、本市の部活動の方針における「プレイヤーズ・センタード」に基づく部活動を推進していくこととしております。

「プレイヤーズ・センタード」とは、生徒を第一に考えるプレーヤーズファーストの考え方が更に発展し、生徒を取り巻く全ての関係者や指導者自身も、それぞれの良好・幸福な状態を目指しながら、生徒をサポートし、気づきを促し、成長に導く考え方です。これにより生徒が自発的な運動の楽しみを感じ、自ら考え、行動できる力を育むことを目指すものです。

部活動では勝利のみを求めるのではなく、たとえ結果が伴わなくても生徒一人ひとりが人間的に成長できることが最も重要です。単なる勝利至上主義は排除します。

① 部活動のねらい

生徒の自主的、自発的な参加によって行われる部活動は、生徒にスポーツや文化等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものです。

・自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。

・自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。

・互いに競い、励まし、協力する中で友情を深め、人間関係の形成につなげる。

などを主なねらいとし適切に指導する必要があります。

② 部活動の指導

部活動においては、生徒の技術力や運動能力、精神力の向上を目的として、時として身体的、精神的負荷を伴う厳しい指導が行われますが、これらは心身の健全な発達を促すものであり、活動を通じて、達成感や仲間との連帯感を育むものでなければなりません。

指導者は、学校、生徒・保護者の相互理解の下、生徒の年齢、健康状態、心身の発達状況、技能の習熟度、活動を行う場所的、時間的環境等を総合的に考えて、適切に部活動を実施していく必要があります。指導と称して、顧問の独善的な考えや目的の下に、特定の生徒に対して、執拗かつ過度に肉体的・精神的な負荷を与えることは、決して教育的指導とは言えません。

特にスポーツ指導の場面においては、生徒に指導内容や目的を説明し、理解をさせた上で、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的・合理的な内容、方法による指導が求められます。

また、管理職は、顧問に全てを委ねることなく、その指導状況を適宜監督し、適切な助言に努める必要があります。

部活動での指導の充実のために必要と考えられる事項

① 顧問の教職員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

② 各学校、部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

⑧ バランスのとれた生活を送ることができるよう適切な休養日等を設定しましょう

7　アスリートからの『体罰根絶に向けたメッセージ』

「体罰の根絶に向けて」

巽　樹理

はじめに‥

近年、新学習指導要領の改訂、ICT 教育の推進、働き方改革などに加え、2020 年からは新型コロナウィルスへの感染対策など、学校教育を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、児童・生徒に懸命に向き合う皆様のご尽力に心より敬意を表します。

私は、7歳から 24 歳までアーティスティックスイミングの選手として活動し、念願のオリンピックで2大会メダルを獲得することができました。その間は決して優しい指導ではなく、いわゆるスパルタ指導で「妥協は許さない！」「自分で限界を作らない！」とよく言われたものです。しかし、引退するまで一度も手を出されたことはなく、体罰を受けたことはありませんでした。私の指導者は、目標を定めると、選手や関係者に共通認識を図るため、何のために、どのように取り組んでいくのかという理論と実践から始まります（この時点でゾッとするような厳しい内容が提示され、同時に覚悟と自覚も芽生えました）。時には、うまくいかないこともあり、それが自身（力が出しきれていない）の問題なのか、プロセスに問題があるのか、他の要因なのかを指導者は見極め、軌道修正をすることもありました。

ここ数年、尼崎市では体罰などの痛ましい事案もありましたが、生徒にとって監督やコーチは、とても偉大で権威者なのです。目の前の「勝利」（勝つことの喜び）も大事ですが、生徒にとって大好きで始めた競技が、いつの間にか嫌いになり、自信喪失になり、逃げ出したくなるほど追い込まれることは、保護者の観点からも望まないことです。私が考える優れた指導者は、どれだけ指導の引き出しがあるかです。今、教育では個別最適な学びといわれていますが、部活動も同様だと考えます。個々の性格や立場、レベルを見極めた多様な指導が求められるので、体罰（力）で押さえ込む指導はとてもお粗末に感じます。生徒が部活を引退、卒業してからも、その競技に携わりたいか、また部活の先生に会いに行きたいと思えるか、さらに部活動の経験で得られる戦績以外の力（能力）が社会でどれだけ活かされるかが、部活動で得られる財産だと考えます。

引き続き、日本の宝である子どもたちのご指導よろしくお願い致します。

【プロフィール】園田学園高等学校・追手門学院大学卒業 / 大阪体育大学大学院前期課程（スポーツ科学）修了 / シドニー・アテネオリンピック アーティスティックスイミング チーム銀メダル、日本 A 代表6年（うち3年チームキャプテン） / 追手門学院大学准教授 / 体罰根絶に向けた有識者会議（尼崎市）委員

８　体罰発生時の対応

（１）報告の徹底

体罰や不適切な指導はあってはならないことですが、体罰等は発生し得ることや、発生しても顕在化しにくい傾向があるという認識の上に立つことも重要です。それらを踏まえ、発生時には必ず報告が上がる透明性の高い報告体制を構築し、発生時の適切な対応を周知徹底することにより、体罰等を許さない学校づくりを進めなければなりません。

●体罰発生時の報告体制

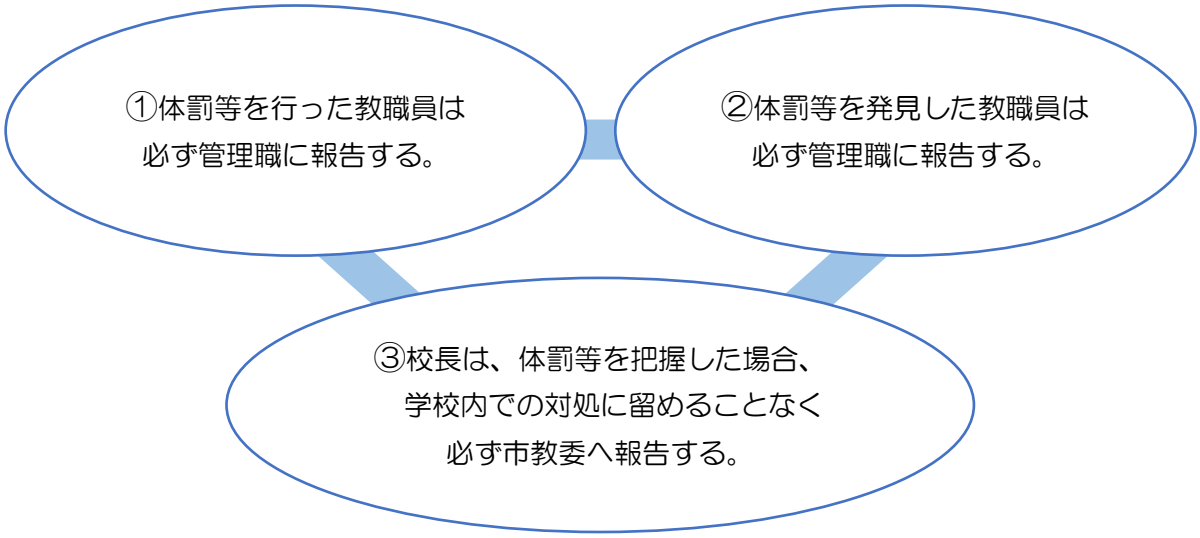

※たとえ被害児童生徒・保護者が納得していても必ず報告すること。また、報告することについて周知徹底を図ること。

（２）体罰発生時の対応フロー

仮に体罰が発生した場合には、被害児童生徒の受けた心身の苦痛等を踏まえ、その回復のために真摯に対応する必要があります。

また、体罰の事実が判明した場合は、児童生徒やその保護者にその経緯について十分に説明し、謝罪する必要があります。

以下の対応例を参考に、誠意を持って迅速かつ適切に対応することを徹底します。

体罰発生時の対応例

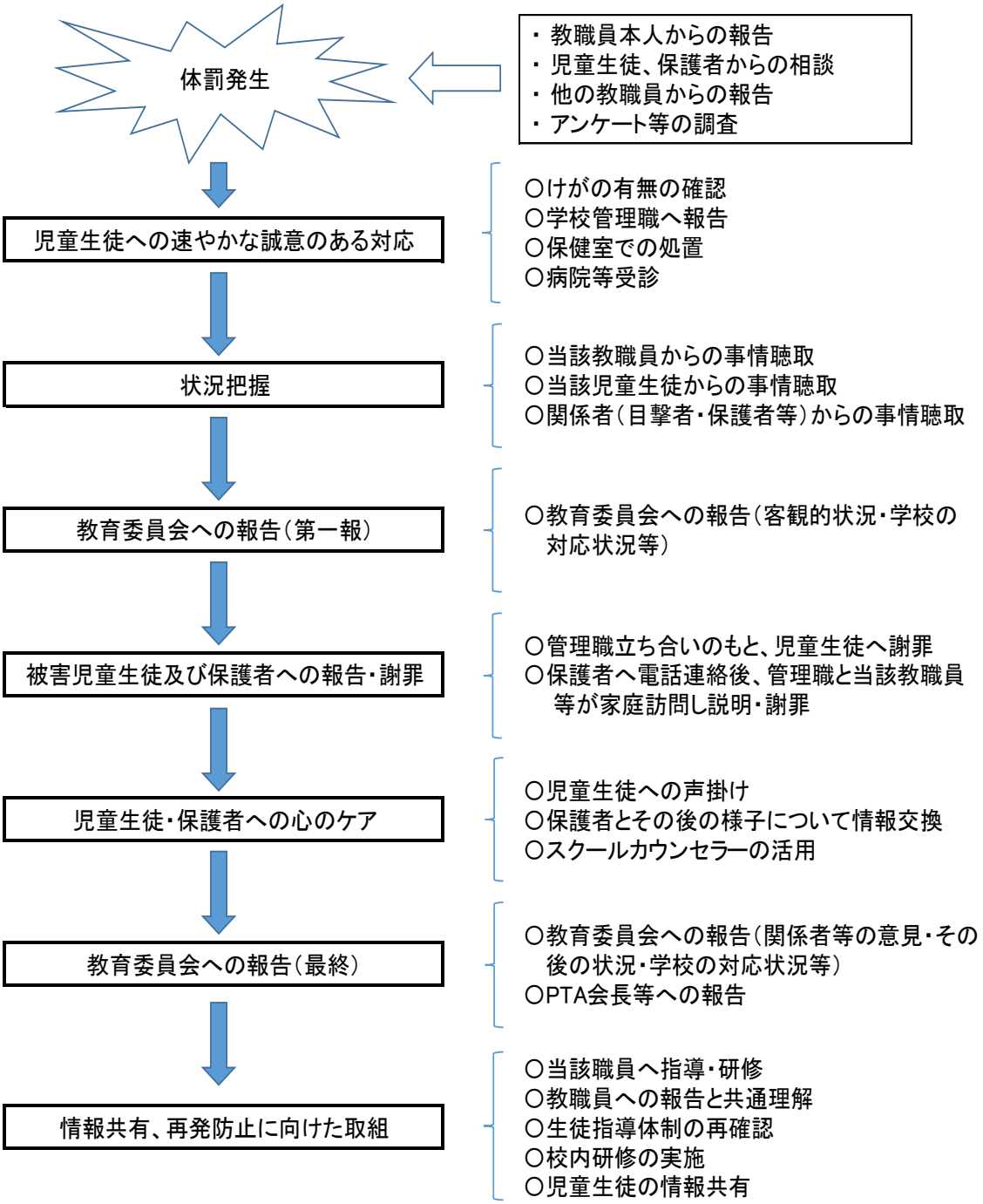
体罰発生
・教職員本人からの報告
・児童生徒、保護者からの相談
・他の教職員からの報告
・アンケート等の調査
児童生徒への速やかな誠意のある対応
○けがの有無の確認
○学校管理職へ報告
○保健室での処置
○病院等受診
状況把握
○当該教職員からの事情聴取
○当該児童生徒からの事情聴取
○関係者（目撃者・保護者等）からの事情聴取
教育委員会への報告（第一報）
○教育委員会への報告（客観的状況・学校の対応状況等）
被害児童生徒及び保護者への報告・謝罪
○管理職立ち合いのもと、児童生徒へ謝罪
○保護者へ電話連絡後、管理職と当該教職員等が家庭訪問し説明・謝罪
児童生徒・保護者への心のケア
○児童生徒への声掛け
○保護者とその後の様子について情報交換
○スクールカウンセラーの活用
教育委員会への報告（最終）
○教育委員会への報告（関係者等の意見・その後の状況・学校の対応状況等）
○PTA会長等への報告
情報共有、再発防止に向けた取組
○当該職員へ指導・研修
○教職員への報告と共通理解
○生徒指導体制の再確認
○校内研修の実施
○児童生徒の情報共有

９　相談窓口のご案内

【体罰通報窓口（尼崎市）】

　尼崎市のホームページに通報窓口専用ページがあり、どなたでも体罰に関する通報や相談をすることができます。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/shisei/welcome_mayor/1017427.html

【子どものための権利擁護窓口（尼崎市）】

　子どもの権利擁護を目的に、子どもに関する相談を受け付け、問題を解決するためにできることを一緒に考える「子どものための権利擁護委員会」へ相談できます。

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/ansin/soudan/1025419.html

【ひょうごっ子悩み相談センター（兵庫県）】

　体罰だけでなく、子どものSOS全般について児童生徒や保護者などの相談に応じ、県内の幼児や児童生徒等のこころの悩み等の解消や子どものSOSの早期発見を図る兵庫県の相談窓口です。

https://www.hyogo-c.ed.jp/~kenshu/41.html

体罰認定の基本的な考え方（詳細版）

尼崎市教育委員会

懲戒

教員が児童・生徒に対して、戒めるべき言動を再び繰り返させないという、教育目的に基づく行為や制裁を行うこと

注意、警告、叱責、説諭など

体罰かどうか

平成２５年３月１３日付け文部科学省通知２４文科初第１２６９号「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について（通知）」の「２　懲戒と体罰の区別について」

●児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等を総合的に考える。
●単に懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、客観的に考慮して判断する。特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったか等の観点が重要。

児童生徒に肉体的苦痛を与えるようなもの
一般常識に照らし、肉体的苦痛を与えると評価できるもの

身体に対する侵害を内容とするもの
当該行為があれば幅広く認めていく

適切な範囲内の行為		適切な範囲内の行為		不適切な行為			不適切な行為
コミュニケーション	正当防衛、緊急避難	適切な指導	指導の範囲内	暴言等	体罰		単純暴力行為
有形力を行使するもの	有形力を行使するもの	有形力を行使しないもの	有形力を行使するもの		有形力を行使しないもの【肉体的苦痛を与えるもの】	有形力を行使するもの【身体に対する侵害を内容とするもの】	有形力を行使するもの
激励の意味で送り出すことを目的に背中を軽く叩く	飛び降りようとした生徒を引き倒す、殴りかかってきた生徒をかわすために押す	危険な行為を大声で注意する、短時間立たせて説諭する、学校当番を多く割り当てる	腕をつかんで連れていく、頭・肩を押さえて着席させる	暴言等（恐怖感、侮辱感、人権侵害等を与える言動）馬鹿にする、棒で机をたたいて威嚇する、机を蹴る	長時間廊下に立たせる、長時間正座させる、トイレに行きたいと訴える生徒に一切室外に出させない、罰として長時間校庭を走らせる	平手打ち、殴る、蹴る、たたく、投げる、突き飛ばす、髪を引っ張る、物を投げつける、小突く、はたく、押す、げんこつ、つねる、ボールをぶつける	自らの腹いせのために暴力を振るう

適切な範囲内の行為であっても、過度にバランスを欠いている場合においては「不適切な行為」として認定する場合がある

けが、悪質又は危険な行為、苦痛の度合い、常習性、隠蔽、被害者の状況等を総合的に勘案し、処分を求める

※行為例はあくまでも一例である。また分類は程度や状況によって変わる可能性がある。

体罰のない社会を実現するための基本方針

平成６年（1994 年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）及び「尼崎市子どもの育ち支援条例」の趣旨を踏まえ、尼崎市における体罰の根絶に向け、以下の通り「体罰のない社会を実現するための基本方針」を定めます。

１　基本方針

⑴ 子どもを尊重します。

子どもの意見を尊重し、子どもにとって何が最も良いことかを考え、行動します。

⑵ 体罰を許しません。

「体罰は人権侵害であり決して許さない」という共通認識を持ちます。

⑶ 暴力の連鎖を断ち切ります。

体罰では正常な倫理観を養えず、むしろ力による解決志向を助長します。

体罰を根絶し、暴力の連鎖を断ち切ります。

以　上

※体罰とは、学校や家庭で行われる、罰を与えることを目的として、身体に何らかの苦痛を引き起こし、又は不快感を意図的にもたらす行為のことです。どんなに軽いものであっても体罰に該当します。

令和２年８月 21 日

尼崎市長　　稲村　和美

尼崎市教育委員会教育長　松本　眞